

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

経営基盤の充実・強化

- ・平成20年度の当期正味財産増減額は、4,438千円の減少となっているが、これは施設見学の増加に対応するため臨時職員を1名増員したことによる人件費の増加及び退職給付引当金を3年分まとめて計上したことによる退職給付費用の増加によるものである。
- ・当法人は「広く県民一般に対し、原子力発電に関する理解を促し、原子力の平和利用を円滑に推進すること」を目的とし、主に、県・町からの広報事業に係る受託事業及び四国電力株式会社からの寄附によって事業を運営している。
- ・広報事業のうち施設見学会については、近隣自治体や事業所への営業活動の結果、18年度に5回の開催であったものが平成20年度には13回と倍増しており、ある程度評価できる。引き続き行政や電力会社と連携し、原子力発電所の運転状況等の安全性に関する情報提供等を実施するとともに、法人においても、事務経費等の節減や、積極的な広報事業の展開を継続することが必要である。
- ・なお、広報事業については事業の成果が見えにくいものではあるが、当法人が行う原子力発電に関する知識の普及啓発などの広報事業について、1次評価にあるとおり、引き続き参加者等の感想や要望等の把握に努め、可能な限り成果の把握も行い、その結果を踏まえた、より効率的で効果的な事業の実施に努める必要がある。
- ・また、広報センターの利用者については、開設当初は1万人程度(昭和63年度)であったが、老朽化・陳腐化等により大幅に減少しており、平成20年度は前年度とほぼ同数の1,828人に止まっている。
このため、引き続き、既存施設を最大限活かしながら、時代に沿った展示品に取り替えるなどの展示方策の検討や、四国電力株式会社が設置している伊方ビジターズハウス等との連携に努めるとともに、教育機関などの関係機関への利用促進の働きかけの強化、原子力及びその平和利用に関するグローバルな科学技術の動向や地域の関心が深い分野などの情報提供に留意し、利用者増と原子力理解の促進を図る必要がある。

役員数及び給与制度の見直し

- ・平成20年度は、業務量の増加に対応するため臨時職員1名を増員して業務にあたっていたが、21年度は20年度末に定年退職した臨時職員の補充はせずとも対応可能と判断し、3名(町派遣職員1名、プロパー職員1名、臨時職員1名)で業務を行っている。
- ・業務内容と人員の配置に関しては、今後とも、状況に応じて判断していく必要がある。

【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行する方向で平成22年度中の移行申請を目指しており、定款あるいは新たに配置する評議員の選任方法や理事等の役員構成などについて具体的な検討を進めているところであるが、他法人の模範となるべく、早期の移行が図られるよう引き続き取組を進めていきたい。

〔総合的評価〕

- ・引き続き広報センターとしての役割を果たすため、積極的な広報活動を継続し、特に地域の関心が深い分野などの情報提供に努め、原子力の理解の促進を図ること。